

2025 年 3 月 18 日

文部科学大臣 あべ俊子 殿

厚生労働大臣 福岡資麿 殿

理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク

科学技術産業労働組合協議会

北足立南部地区労働組合協議会

理化学研究所労働組合

科学・政策と社会研究室

羽衣国際大学K先生を支援する会

大学・研究開発法人における任期付研究者・教員の雇用の安定化にむけた要請書

文部科学省の調査により、2023 年 4 月から 24 年 4 月までの間に無期転換権が発生する前に雇い止めされた可能性が濃厚な任期付研究者・教員が 757 人に達していたことが判明しました（「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」（2024 年度）、1 月 22 日発表）。しかも、無期転換権が発生した研究者・教員 8,230 人のうち無期労働契約を締結したのはわずか 734 人（8.9%）に過ぎません。ほとんどの任期付の研究者・教員は 10 年を超えて有期雇用という不安定な身分を続けていることになります。

日本神経科学学会などが取り組んだ「大学・研究機関でのいわゆる『雇い止め問題』についてのアンケート結果」（2,465 人回答）では、約 6 割が「無期転換ルール」を定めた 2013 年の労働契約法の改正によって悪影響を受けたと回答し、44%がそのために雇い止めとなる人が「いる」と回答しています。

そもそも、労働契約法の改正の趣旨は、有期契約労働者の雇用の安定化でした。研究者については、科学技術・イノベーション創出活性化法（イノベ活性化法、旧研究開発力強化法）や大学教員任期法の改正により、無期転換申し込みの権利発生が 5 年から 10 年に延長されましたが、大学・研究開発法人では、むしろ雇用の不安定化を招いています。

日本全体では雇用者のうち有期契約の割合は 25.0%（2022 年度平均）に対し、大学・研究開発法人の有期労働契約者は 31 万 1,994 人で 47.7%を占めています（文部科学省「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」（2023 年 3 月 31 日））。非常勤講師も加味すれば、日本の大学・研究開発法人の労働者の過半数が非正規雇用であり、依然として有期労働契約の濫用は改善されていません。それどころか、教育研究は、本来、臨時的・一時的ではなく、長期的に行うべき業務にもかかわらず、無期転換権を与えないために雇用上限を設ける大学・研究機関も広がっています。

こうした現状を変えようと、任期付研究者・教員、非常勤講師が、無期転換逃れのための雇い止めの撤回を求めた訴訟を起こしました。私たちが支援していますが、不当判決が相次いでいます。脱法・違法行為を防ぎ、人権を守るという司法の本来の役割を果たしているとは言えない状況です。これに乗じて、理化学研究所は、科研費を獲得したが雇い止めの通告

により研究を妨害されたとして裁判に訴えた研究チームリーダーを研究員に降格し、無期転換権の行使の報復として、来年度からは実験スペースも研究費も奪う不合理な待遇劣化を強行しようとしています。羽衣国際大学では無期転換権を行使した専任講師に対して任期法を根拠に雇止めが強行されました。本事例では任期法適用教員であるとの説明もされておらず、本人同意や規程の整備を周知した文科省の方針にも抵触するなど、杜撰な運用がまかり通っています。

大学・研究開発法人における有期労働契約の濫用、無期転換権を与えないための雇用上限の導入・雇い止めの横行などの人権侵害を放置するならば、「頭脳流出」「研究力の低下」「若者の研究職志望の減少」に歯止めをかけることも、高等教育の質保証もできません。研究者は安定した身分で、長期的な研究期間を保証されることで困難な研究、それまでにない発想に基づいた研究を行うことができ、それまでになかった成果が生まれます。任期付き雇用の拡大は、教育・研究、大学・研究開発法人の運営に不可欠な継続性、安定性や教員・研究員の集团的協働を阻害し、その充実・発展に重大な悪影響を及ぼしています。大学・研究機関法人における雇用は、本来、無期雇用であるべきです。

大学・研究開発法人における任期付研究者・教員の雇用の安定化のために、以下の対策を講じることを要請します。

記

1. 有期労働契約が通算 10 年を迎える研究者・教員等について、「無期転換逃れ」の雇い止め、とりわけ、無期転換権行使の報復としての不合理な待遇劣化を止めるよう、大学・研究開発法人に対し厳しく指導すること。
2. 有期雇用の安定化のための労働契約法の改正が、なぜ大学・研究開発法人では有期雇用の不安定化を招いているかについて、実態調査もふまえて解明し、雇用の安定化に資する対策を講じること。
3. 有期雇用契約の濫用を防ぐために「流動性を高めるため」として任期付き雇いを拡大してきた文科省の方針を見直し、任期付研究者・教員の雇用の安定化に転換すること。
4. 有期雇用契約の濫用を防ぐために、研究者について無期転換申し込みの権利発生が 10 年に延長された特例（イノベ活性化法）を見直すこと。
5. 有期雇用契約の濫用を防ぐために大学教員任期法 4 条、5 条の厳格な運用を大学・研究開発法人に徹底するとともに、実態をふまえて任期法の見直しを検討すること。
6. 任期付き研究者・教員の無期転換、待遇改善を促進するために、国立大学・国立研究開発法人の運営費交付金や私大助成などの経常的経費を増額するなどの予算措置を講じること。

連絡先 北足立南部地区労働組合協議会

〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 2-12-4

TEL : 048-483-4831

FAX : 048-483-4832